

佐賀県後期高齢者医療広域連合

1 経緯

平成18年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成20年4月1日施行）と全面的に改正され、75歳以上の高齢者等に係る医療については、後期高齢者医療制度で行うことになった。

また、平成20年4月から始まるこの後期高齢者医療を運営するのは、都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成18年9月1日に設けた。

12月に全ての市・町で議決され、平成19年1月23日に県から設置許可書の交付を受け、2月1日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成19年度は、制度施行の準備が行われ、平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が開始された。

2 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

○構成団体：県内全市町（10市10町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

○主な業務

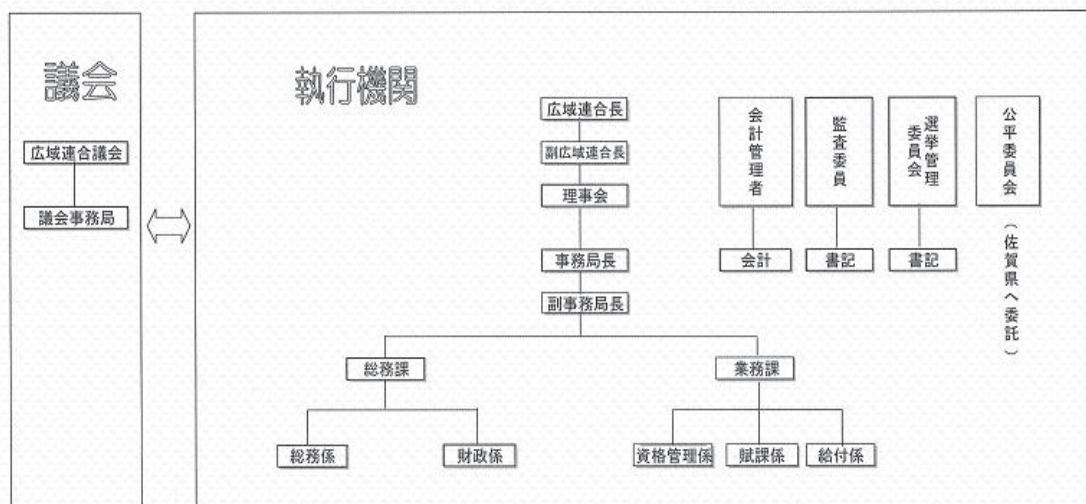
- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

○市町と広域連合の役割

広域連合の役割	市町の役割
○保険料の決定 ○医療を受けたときの給付など	○保険料の徴収 ○申請や届け出の受け付け ○被保険者証の引き渡し ○広報及び相談など

3 組織図

現在、佐賀市大和支所3階に事務局を設け、構成市町等から派遣された25名の職員で、保険給付等後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。



※所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局

佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3階

4 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のしくみ

(1) 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

- ① 75歳以上の方
- ② 65歳から74歳で一定の障がいがある方
(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

(2) 保険料

① 保険料の計算方法

保険料＝所得割額【前年中の総所得金額－基礎控除額（33万円）×所得割率】
＋被保険者均等割額

区分 \ 年度	平成22年・23年度
均等割額	47,400円
所得割率	8.8%

② 保険料の軽減措置と激変緩和措置（これまでの経緯）

制度施行状況を踏まえて、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、低所得者層を中心にさらに手厚い保険料の軽減対策が措置されている。

	所得の低い方 (軽減措置)	被扶養者であった方 (激変緩和措置)
恒常的な措置	○被保険者均等割の7割、5割、2割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から2年間 ・被保険者均等割の5割軽減
平成20年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○4月～9月 ・保険料負担の凍結 ○10月以降 ・被保険者均等割の9割軽減
平成21年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減 ○所得割の50%軽減	○被保険者均等割の9割軽減継続
平成22年度における措置	○被保険者均等割7割軽減世帯の9割軽減又は8.5割軽減継続 ○所得割の50%軽減継続	○被保険者均等割の9割軽減継続

③ 保険料の納付方法

ア 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。

イ 普通徴収 年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料とあわせた保険料額が、年金受給額の2分の1を超える場合には、特別徴収とならない。納付書や口座振替による支払いとなる。

※保険料の納付方法の変更（特別徴収から普通徴収への変更）について

年金からの引き落とし（特別徴収）の方については、市町へ申し出いただくことにより、口座振替（普通徴収）へ変更できる。

(3) 保険給付の内容

療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費、高額介護合算療養費の支給。

5 業務の状況

(1) 被保険者の状況（平成22年3月末現在）

年 齢 区 分	人数(単位：人)	構成率
65歳から74歳で一定の障がいがある方 (広域連合の認定を受けた方)	3,091	2.74%
75歳以上の方	109,545	97.26%
計	112,636	100.00%

(2) 保険料徴収の状況 (平成22年5月末現在)

調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	収 納 率 (%)
6,074,190,200	6,048,473,580	99.37

(3) 保険給付費の状況 (平成21年度保険給付費執行状況)

	件 数 (件)	給付費 (円)
療養給付費	3,572,889	97,253,452,116
医療診療報酬	3,520,828	96,635,989,463
柔道整復	43,815	456,948,865
療養費 (治療用装置ほか)	4,447	96,111,869
療養費 (はり、きゅう、あんま、マッサージ)	3,799	64,401,919
訪問看護療養費	2,536	179,272,875
特別療養費	0	0
移送費	3	45,000
高額療養諸費	188,247	914,715,335
高額療養費	184,543	855,077,746
高額介護合算療養費	3,704	59,637,589
葬祭費	6,322	189,660,000
高額療養費特別支給金	353	1,803,464

(4) 保健事業の状況

健康診査 75,882,403円

受診者数 (人)	被保険者数 (人)	受 診 率 (%)
9,705	110,104	8.81